

収入印紙
貼付
(200円)

建設副産物埋立処分契約書

工事名 :

株式会社中村建設が運営する下岡残土処分場（以下「甲」という。）【
】
(以下「乙」という。)は、乙が排出する建設残土（以下「残土」という。）の埋立処分に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、自らが排出する残土の埋立処分を甲に委託し、甲は、これを受託する。

（遵守事項）

第2条 乙は、残土の搬入については乙の責任のもとに行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守しなければならない。

（契約の期間）

第3条 契約期間は、令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの期間とする。

2 前項に定める契約期間が、満了する1カ月前までに、甲または乙からの特段の意志表示がないときは、この契約は更に1年継続するものとする。ただし、埋立が完了する日までとする。

（埋立処分場所）

第4条 埋立処分場所は、兵庫県美方郡香美町香住区上岡字堤618番地外9筆他とする。

（委託内容）

第5条 乙は、残土の処分を甲に委託する。

1 委託する残土の数量

1) 建設残土
_____トン

（埋立処分）

第6条 甲は、乙が搬入した残土を甲の責任において適正に埋立処分を行うものとする。

（埋立処分料金）

第7条 埋立処分料金は、甲が別途定めるものとする。

（埋立処分料金の支払等）

第8条 1 (支払方法)

- (1) 乙は、残土を搬入場所に搬入する前に委託する料金を甲に前納する。
(2) 乙が前号の規定に従わないときは、甲は、乙の残土の受入を拒否する。

2 (前納金の精算)

契約期間終了後、甲は、前納金の残高が存するときは、残高を乙の申し出により指定する口座に返還する。

（残土の審査等）

第9条 1 (残土の事前申込)

乙が、甲に処分委託する残土は、土砂等採取場所証明書（以下「証明書」という。）のとおりとし、この契約締結前に甲に申込を行い、甲が承認するものでなければならない。

2 (受入検査)

- (1) 乙は、甲に処分委託する残土の搬入に際しては、甲の搬入場所で甲の行う検査を受け、その指示に従わなければならない。
(2) 甲は、前号の検査において、搬入残土が甲の定める残土受入基準（以下「受入基準」という。）に適合しないと認めるときは、残土の受入を拒否する。
(3) 甲は、前号の規定により残土の受入を拒否したときは、乙に通知する。

3 (搬入停止等)

- (1) 甲は、乙の残土が前2項の受入検査により、受入基準に適合しないと認めるときは、乙に通知の上、搬入停止の措置をとることができる。

(2) 甲は、乙が前号の搬入停止の措置を受けた残土について必要な処置を行い、受入基準に適合すると認めるとときは、搬入停止の措置を解除する。

(3) 乙は、搬入再開にあたり必要ある場合は甲の指示に従い、残土分析結果表等を提出しなければならない。
(運搬途上の紛争等)

第10条 乙は、残土の運搬途上において生じた紛争等は、乙の責任においてその解決にあたるものとする。

(条件の変更等)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する事項を変更する場合は、直ちに書面をもって甲に通知し、その承認を得なければならぬ。

- (1) 商号又は名称若しくは代表者名
(2) 所在地
(臨機の措置)

第12条 甲は、災害その他特別な理由により残土の受入が不可能となった場合は、乙に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第13条 乙は、残土の搬入において生じた事故等による損害については、すべて乙が負担するものとする。
(第三者に及ぼした損害)

第14条 乙は、残土の搬入において第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担においてその損害を賠償しなければならない。
(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
(契約の解除)

第16条 甲は、災害その他特別な事由が生じ、又は環境保全上やむを得ない事情が生じたことにより、埋立処分が不可能となつた場合は、契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
(1) この契約を履行しないとき。
(2) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。
(3) この契約に定める残土の適正な処分に関し、著しく不誠実と認められるとき。
(4) 契約解除を申し出たとき。

- 3 甲は、第2項の規定によって契約を解除したことにより、乙に損害が生じたことがあってもその賠償の責を負わないものとする。

- 4 甲は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、理由を付して乙に通知するものとする。
(報告)

第17条 甲は、残土の埋立処分に関し環境保全上必要があると認めるときは、乙に対して所要の報告を求めることができる。
(調査)

第18条 甲は、残土の適正な埋立処分を行うため必要があると認めるときは、乙の事業場に立ち入り、残土を調査することができる。
(協議)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、甲、乙は各々記名押印の上1部作成し、乙は本書を保管し、甲は写しを保管する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 兵庫県美方郡香美町香住区香住779番地-1
氏 名 株式会社 中村建設 代表取締役 中村裕二
下岡残土処分場 (印)

(乙) 住 所
氏 名

(印)
担当者・携帯番号